

※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は、指定候補者に提示し、協議の上決定します。

横浜市〇〇地区センターの指定管理業務に関する基本協定書（素案）

横浜市（以下「市」という。）と横浜市〇〇地区センター（以下「地区センター」という。）の指定管理者として指定された〇〇（以下「指定管理者」という。）とは、次のとおり、指定管理者が行う業務（以下「本業務」という。）に関し、この基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、地方自治法に基づく公の施設である地区センターの、住民福祉増進に当たっての重要性を指定管理者が十分に理解及び認識し、市と連携して、適正かつ円滑に管理運営していくため、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 指定管理者は、民間事業者のノウハウや能力を活用して、公の施設設置の目的を効果的かつ効率的に達成するという指定管理者制度の趣旨に鑑み、地区センターの管理運営に際しては、地区センターにおけるサービスの拡充等に貢献するとともに、新たなサービスを積極的に展開していくべき立場にあることを確認する。

2 指定管理者は、地区センターにおける市民サービスの継続的かつ安定的提供を担う責任を有することを十分に踏まえ、地区センターの管理運営（以下「本指定管理」という。）の期間（以下「指定期間」という。）を、責任を持って全うすべき立場にあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 指定管理者は、地区センターの設置目的、指定管理者の指定の意義及び本指定管理の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

（透明性の確保及び説明責任）

第4条 市及び指定管理者は、公の施設が住民の福祉の増進を目的に設置したものであることを踏まえ、利用者をはじめとした住民ニーズの把握及びこれを十分に反映した施設運営が実現できるように努めるとともに、市民に必要な情報提供等を行うなど、施設の管理運営について透明性の確保を図り、説明責任を果たすものとする。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（信義誠実の原則）

第6条 市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って、本協定を誠実に

履行しなければならない。

(対象施設)

第7条 本指定管理の対象となる施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

横浜市〇〇地区センター

横浜市〇〇区〇〇 〇丁目〇番地〇

2 指定管理者は善良なる管理者の注意をもって施設の管理運営を行わなければならない。

(指定期間等)

第8条 指定期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 本指定管理に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本指定管理の業務の範囲と実施条件

(本指定管理の実施により達成すべき目標)

第9条 指定管理者が、本指定管理の実施によって達成を目指すべき目標は次のとおりとする。

(1) 〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 〇〇〇〇〇〇〇〇

【特筆すべき提案がある場合はその目標を追加する】

(4) 〇〇〇〇〇〇〇〇

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 本指定管理において、指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地区センターの施設の利用の許可等に関すること。

(2) 地区センターの運営に関すること。

(3) 横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する事業の実施等に関すること

(4) 地区センターの建物及び設備の維持保全及び管理に関すること

(5) その他市が定める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、本協定及び本協定第17条にある各規程に定めるとおりとする。

(市が行う業務の範囲)

第11条 次の業務については、市が行うものとする。

(1) 地区センターの目的外使用の許可

(2) 地区センターの長寿命化対策や老朽化による大規模修繕及び機能向上等を目的とする改修、増築、移設に係る業務

(3) その他法令等において別に定められること

2 指定管理者は、市が行う業務について、その実施のため協力しなければならない。

(近隣対策)

第12条 指定管理者は、本業務を遂行するにあたり、自己の責任及び費用において、本業務の遂行のために合理的に要求される範囲で騒音や利用者による迷惑行為に関し近隣対策を実施するものとする。

(責任者の配置)

第13条 指定管理者は、管理業務を円滑かつ適正に履行するため、地区センターに館長を配置するものとする。

(業務従事者)

第14条 指定管理者は、自らの責任と費用負担で業務従事者の労働安全衛生管理を行うものとする。

- 2 市は、指定管理者が配置した業務従事者が、本指定管理を行うことについて正当な理由により不適当と認めた場合は、理由を付した文書をもって業務の改善を求めることができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定に基づく請求があった場合は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。
- 4 指定管理者は、前項の規定に基づき、業務の改善を行ったことにより、指定管理者の負担する費用が増加し、又は損害が発生しても、係る増加費用又は損害について市に対し、いかなる費用の負担も求めることができない。

(業務の範囲又は業務実施条件の変更)

第15条 市又は指定管理者は、必要と認めた場合は、本協定第10条及び第11条に定める本指定管理の業務の範囲の変更を求めることができる。当該変更を求める場合は理由を付した文書をもって行うものとする。

- 2 市又は指定管理者は、前項に定める文書の提出があった場合は、遅滞なく協議に応じなければならない。
- 3 前項の規定に基づく協議の結果により、業務の範囲又は業務実施条件に変更が加えられることにより生じる指定管理料の変更についても協議の対象とする。

(自主事業の実施)

第16条 指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする。

- 2 自主事業を実施する場合、指定管理者は事業計画書を事前に市に提出し、承認を得なければならない。この場合において、市及び指定管理者は必要な協議を行うものとする。
- 3 市及び指定管理者は、協議により、自主事業の実施条件等を別に定めることができるものとする。
- 4 事業終了後、指定管理者は、市の指定する期日までに自主事業の事業報告書等を市へ提出しな

なければならない。

- 5 指定管理者は、本条に定める自主事業に係る収入については、本指定管理専用の口座と別の口座を設け、これを管理するものとする。

第3章 本指定管理の実施

(本指定管理の実施)

第17条 指定管理者は、条例、横浜市地区センター条例施行規則（平成15年10月横浜市規則第93号。以下「規則」という。）、本協定、各年度に市と指定管理者が協議し締結する協定（以下「年度協定」という。）、横浜市地区センター指定管理者公募要項（以下「公募要項」という。）、指定管理者制度における実務手引きのほか、事業計画書等に基づき、誠実かつ円滑に本指定管理を実施するものとする。

(法令の遵守)

第18条 指定管理者は、本指定管理の実施に当たり、関係する法令を遵守しなければならない。関係する主な法令については、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「法」という。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）
- (4) 横浜市地区センター条例施行規則（平成15年10月横浜市規則第93号）
- (5) 横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）
- (6) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (7) 横浜市個人情報保護に関する条例（令和4年12月条例第38号）
- (8) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）
- (9) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び雇用保険法等）
- (10) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (11) 環境関係法令（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (12) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）
- (13) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- (14) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）

- 2 指定期間中に前項に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容を本協定の仕様とする。

(本協定以外の規程の適用関係)

第 19 条 第 17 条に掲げる各規程の間に解釈上の矛盾又は齟齬が生じた場合、本協定、年度協定、公募要項、質問回答書、提案書の順に解釈が優先されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、提案書にて公募要項を上回る水準が提案され、市と指定管理者で協議の上実施を決定したのものについては、これを優先するものとする。

3 第 17 条に掲げる各規程の記載内容の解釈に疑義が生じた場合には、市及び指定管理者は、協議の上、記載内容に関する事項を決定するものとする。

(開館時間及び休館日)【※各施設の内容を記載】

第 20 条 開館時間及び休館日は、規則第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、次のとおりとする。

(1) 開館時間

ア 月曜日から土曜日 午前 9 時から午後 9 時まで

イ 日曜日、祝日及び休日 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 休館日

ア 年末年始 12 月 28 日から 1 月 4 日まで

イ 施設点検日 (月 1 回)

2 指定管理者は、休館日又は開館時間の変更を必要とする場合は、市に変更を申し出ることができる。

3 市は、前項の申出を受けたときは、特に必要があると認める場合、規則第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 3 条第 2 項の規定に基づき、休館日又は開館時間の変更を行うものとする。

4 第 1 項の規定に関わらず、市は、特に必要があると認める場合は、開館時間及び休館日を変更することができる。

(利用の許可)

第 21 条 指定管理者は、条例第 8 条の規定に基づく施設の利用の許可の実施に当たっては、条例、規則及び横浜市行政手続条例 (平成 7 年 3 月横浜市条例第 15 号)、行政事件訴訟法 (昭和 37 年 5 月 16 日法律第 139 号)、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 等の規定に従わなければならない。

2 指定管理者は、利用の許可の実施に当たって疑義がある場合には、市と協議するものとする。

3 指定管理者は、市が示す基準に従い施設の優先利用を認めることができる。

(利用者への指導、助言等)

第 22 条 指定管理者は、利用者の安全で適切な利用のため、利用の相談・問合せ、利用の申込、事前打合せ及び施設利用等の機会を通じ、必要な指導、助言等を行うものとする。

(事前準備)

第 23 条 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、本指定管理の実施に必要な資格の保有者及び人材を確保し、必要な研修を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、本指定管理を遂行するために許認可が必要な場合は、指定管理者の責任において、それを取得しなければならない。また、指定管理者が市に対して、許認可の取得及び届出等に関する協力を求めた場合には、市は協力を努めることとする。
- 3 指定管理者は、必要と認める場合には、指定期間の開始に先立ち、市に対して施設の立入りを申し出ることができる。
- 4 市は、指定管理者から前項の申出を受けた場合は、正当な理由のある場合を除いてその申出に応じるものとする。

(第三者による実施)

第 24 条 指定管理者は、本協定第 10 条に定める業務の一部について、委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方等に関して予め市と文書により協議し承認を得た上で、第三者に委託することができる。ただし、〇〇業務及び〇〇業務については一括して第三者に委託することができない。

- 2 指定管理者がその業務の一部を第三者に実施させることとなる場合は、全て指定管理者の責任及び費用において行うこととし、当該業務に関し指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、全て指定管理者が負担するものとする。

(リース契約)【※ 指定期間を超えたリース契約を締結することが想定される場合のみ】

第〇条 指定管理者は原則として指定期間を超えるリース契約を行わないものとする。ただし、市と指定管理者の協議において、指定期間終了後の取扱いを明確にしたうえで、指定期間を超えるリース契約を締結することができる。

(施設の維持保全等)

第 25 条 指定管理者は、建物及び設備について、「維持保全の手引」及び「施設管理者点検マニュアル」など市が別に定める基準に基づき、適切な維持保全を行わなければならない。

- 2 設備や施設の機能向上に係る改修、増築、移設業務は、市が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、市の承認を得た場合、指定管理者は、これらの業務を自己の費用と責任において実施することができる。
- 3 地区センターの修繕については、1 件につき 60 万円 (or 【※集会所・スポーツ会館の場合：30 万円】) (消費税を含む。) 以上のものについては市が自己の責任及び費用において実施するものとし、1 件につき 60 万円 (or 【※集会所・スポーツ会館の場合：30 万円】) (消費税を含む。) 未満のものについては指定管理者の責任及び費用負担において実施するものとする。

また、当該年度中に指定管理者が行う修繕の費用負担が 200 万円 (or 【※集会所・スポーツ会館の場合：30 万円】) を超える際は、市の責任及び費用において実施するものとする。

ただし、上記に示す指定管理者の費用負担の金額を超える場合であっても、横浜市との協議に基づき指定管理者が執行する場合は、この限りではない。また、この場合、指定期間終了後の買取を求めないことを条件とする。

- 4 指定管理者が前項に規定する地区センターの修繕を行う際は、緊急の場合を除き、市に対して

予告し了承を得るものとする。

- 5 指定管理者は、併設施設との間で施設管理に関する覚書に定めのある場合、保守点検等については、その覚書に従って実施するものとし、また、施設管理に係る経費についても、その覚書に従って負担、支出するものとする。

(電気主任技術者の選任及び届出等)

第 26 条 指定管理者は、自家用電気工作物の保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任し、経済産業省関東東北産業保安監督部に届け出なければならない。

- 2 指定管理者は、市から指定管理者として指定を受けた施設の自家用電気工作物について、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 39 条第 1 項(技術基準の遵守)の義務を果たすものとする。
- 3 市は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、指定管理者が選任する電気主任技術者の意見を尊重する。
- 4 市及び指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うように確約させる。
- 5 市及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者に、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務を、誠実に行うことを確約させる。
- 6 指定管理者は、併設施設との管理区分上、自家用電気工作物が共有部分に該当する場合は、第 1 項から前項までの内容について、他の施設との間で協力し適正に管理を行うものとする。

(緊急時の対応)

第 27 条 指定期間中、本指定管理の実施に関連し、又は施設において事件・事故若しくは火災、地震等による損傷等(以下「緊急事態」という。)が発生した場合、指定管理者は直ちに必要な措置を講じるとともに、市及び関係機関に遅滞なく通報しなければならない。

- 2 指定管理者は、緊急事態が発生した場合は、必要に応じ、その原因を調査し、市に遅滞なく報告するものとする。当該調査に関し、市は必要な協力を行うものとする。
- 3 指定管理者は、緊急時の連絡網を作成し、市に提出するものとする。

(事件・事故等の防止及び対応体制)

第 28 条 指定管理者は、事件・事故等を防止し施設の損害等を最小限に止めるため、事件・事故等の防止及び対応体制等について定めたマニュアル等を作成し、職員を指導しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項のマニュアル等に基づき、随時、施設の安全性やサービス内容について点検し、必要な措置を講じるものとする。
- 3 指定管理者は、本業務を遂行するにあたり、防火管理者を選任した上で消防計画書を作成し、所轄の消防署に届出を行うものとする。

(守秘義務)

第 29 条 指定管理者及び業務従事者は、本指定管理の実施により知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本指定管理の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 30 条 指定管理者は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）に基づき、個人情報の具体的な取扱いに係る規律を整備するほか、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例その他秘密保持に関するすべての法令等を遵守するとともに、別紙 2 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 指定管理者は、市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して「保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、これに基づき適切な対応をしなければならない。

3 第 1 項の規定は、本指定管理の終了後においても同様とする。

(情報公開の責務)

第 31 条 指定管理者は、市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して「情報公開規程」を作成し、これに基づき適切な対応をしなければならない。

(施設のウェブサイトの管理)

第 32 条 指定管理者は、施設のウェブサイトを設置し、次の情報を掲載しなければならない。

- (1) 指定管理者名
- (2) 施設の事業報告書等が掲載されている市ウェブページのリンク
- (3) 施設の利用要綱や利用案内等

2 指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮しなければならない。

(文書管理)

第 33 条 指定管理者は、本指定管理の実施に係る文書の作成、管理及び保存を適切に行わなければならない。

(人権の尊重)

第 34 条 指定管理者は、本指定管理の実施にあたっては、利用者等の人権を最大限尊重するとともに、業務従事者に対して人権に関する研修を各年度 1 回以上実施するよう努めなければならない。

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供)

第 35 条 指定管理者は、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横

浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供を行わなければならない。

第4章 備品等の取扱い

(指定管理者による備品等の管理等)

第36条 指定管理者は、本指定管理実施の用に供するため、別添の市が所有する備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を管理する。

- 2 指定管理者は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本指定管理実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて自己の費用により当該備品等を修繕又は調達するものとする。修繕は、第25条第3項の規定に準じ行うものとする。
- 4 前項の場合において、多額の費用を要することなどにより当該備品の修繕が困難なとき又は市が認めた場合には、指定管理者は、市との協議により、当該備品を廃棄することができる。
- 5 前項の規定に基づき当該備品を廃棄する場合、原則として指定管理者は、同等の機能を有する備品等を、自己の費用により購入、調達するものとする。ただし、市が購入、調達する場合又は市が必要ないと認めた場合は、この限りでない。
- 6 指定管理者は、前項の規定により自己の費用により購入、調達した備品等について、市に所有権を移転するとともに、備品等（Ⅰ種）として管理する。ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りでない。
- 7 指定管理者は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）を破損滅失したときは、市との協議により、これを弁償するものとする。
- 8 指定管理者が本業務会計において調達した備品については、備品（Ⅰ種）として物品管理簿に登載するものとし、その帰属は市のものとする。備品（Ⅰ種）とするにあたっては、寄贈願を市に提出する。
- 9 指定管理者は、市民等から備品の寄贈申し出を受けた場合は、あらかじめ市と協議し承認を得た上で、寄贈を受けることができるものとする。
- 10 指定管理者は、指定期間中、備品（Ⅰ種）を本業務遂行のためにのみ使用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は施設での利用以外の目的で貸与してはならない。

(指定管理者による備品等の購入等)

第37条 指定管理者は、本指定管理の実施のため、自己の費用により備品等を購入又は調達することができる。

- 2 指定管理者は、自己の費用により購入又は調達した備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を帳票に記載し、前条に規定する備品等（Ⅰ種）と明確に区別して管理しなければならない。
- 3 前項に規定する備品等（Ⅱ種）は、指定管理者に帰属するものとする。ただし、市と指定管理者の協議により、市に所有権を移転することを妨げない。

第5章 業務実施に係る市の確認事項

(事業計画書等)

第38条 指定管理者は、提案書を踏まえ、市が定めるところにより、市の指定する期日までに次年度の事業計画書等を市に提出しなければならない。

2 事業計画書等作成の際には、運営目標を具体的な指標として設定し、年度末の振り返り時には達成状況及び目標と実績との差異を踏まえて改善計画を策定し、次年度の目標設定に生かすものとする。

3 市及び指定管理者は、事業計画書等を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(事業報告書等)

第39条 指定管理者は、市が定めるところにより、毎年度終了後2か月以内に当該年度の事業報告書等を市に提出しなければならない。

2 前項に定める事業報告書等には、第45条に定める自己評価の結果も含めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市が年度の途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取消した場合は、指定管理者は、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の事業報告書等を市に提出しなければならない。

4 市は、必要があると認めるときは、事業報告書等の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況等の公表)

第40条 市及び指定管理者は、本協定第38条から第39条に定める事業計画書等及び事業報告書等を公表するものとする。

2 指定管理者は、本業務を終了するまでの間、本協定第38条から第39条に定める事業計画書等及び事業報告書等の写しを保管し、市民からの求めがあったときは、施設窓口において閲覧に供しなければならない。

(利用統計)

第41条 指定管理者は、施設の利用者に係る利用統計を作成し、毎月終了後市が指定する日までに提出しなければならない。

(地区センター委員会)

第42条 指定管理者は、地域の代表や利用者、公募による市民などで構成する地区センター委員会を設置しなければならない。

2 指定管理者は、地区センター委員会を開催し、その意見等を施設の運営に取り入れるものとする。

(利用者会議)

第 43 条 指定管理者は、利用者代表等からなる利用者会議を開催しなくてはならない。

2 指定管理者は、利用者の意見等を施設の運営に取り入れるものとする。

(意見・要望対応)

第 44 条 指定管理者は電話や FAX その他により利用者から寄せられる意見・要望に十分応えることのできる体制を整えなければならない。

2 指定管理者は意見・要望の対応結果について公表しなければならない。

(自己評価)

第 45 条 指定管理者は、本業務の遂行について、施設の設置目的や協定書、公募要項等に沿って行われているか、指標に対する目標値を達成しているか、利用者のニーズに合致したものとなっているかを確認するため、市が定める方法で、目標設定を行い、年 1 回以上、自己評価を行わなければならない。

2 指定管理者は、市民及び利用者等に対する調査を実施しようとする場合には、事前に市にその旨を通知するものとする。市は、この調査に立ち会うことができるものとする。

3 指定管理者は、第 1 項に基づく目標設定及び自己評価を行った場合、その結果を市に報告しなければならない。

4 指定管理者は、第 1 項に基づく自己評価の結果必要があると認められる場合、市と協議の上業務の改善策を検討し、策定した改善計画を踏まえ、次年度の目標設定を行わなければならない。

5 指定管理者は、設定目標、自己評価の結果、改善計画及び改善結果を公表しなければならない。

(修繕報告等)

第 46 条 指定管理者は、各種点検を経て行った修繕等や、建築局が実施する劣化調査及び二次点検等に伴い建築局から指摘を受け行った修繕等について、修繕等が終了した場合は速やかに、修繕年月日、修繕箇所、修繕費、施工者等、修繕内容（修繕工事完成図、工事写真等による）の報告を市に行わなければならない。

なお、市から求められた場合は、修繕箇所に修繕年月日が分かるよう表示する。

(本指定管理実施状況の確認及び改善の指示)

第 47 条 市は、前条までに定めるもののほか、法第 244 条の 2 第 10 項に基づき、指定管理者に対して本指定管理の実施状況について随時、報告を求め、また実地について調査するため、施設に立ち入ることができる。

2 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、正当な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 本協定第 39 条の規定に基づく報告及び第 1 項の規定に基づく報告及び実地調査により、指定管理者の本指定管理の実施内容等が、条例、規則、要綱、その他市が提示する要件等を満たしていないと認められる場合、あるいは、本協定第 48 条に定める第三者評価により指摘された改善すべき

点等が速やかに改善されない場合、市は、法第 244 条の 2 第 10 項に基づき、指定管理者に対して業務の改善を指示するものとする。

- 4 指定管理者は、前項の指示を受けた場合は、速やかに必要な具体的措置を講じ、その結果を遅滞なく市に報告しなければならない。
- 5 市は、第 1 項の点検等の結果並びに前項の改善結果を公表するものとする。

(第三者評価)

第 48 条 指定管理者は、施設の管理運営に関し評価、検証等を行うことを目的として、市が指定する方式による第三者評価（以下「第三者評価」という。）を、指定期間の 2 年目又は 3 年目のいずれかのうち市と指定管理者の協議により定める時期に、1 回受審しなければならない。

- 2 指定管理者は、第三者評価を受審するに当たって、市から必要な書類の提出を求められたときは、これに従わなければならない。
- 3 第三者評価に係る費用は、指定管理者が負担するものとする。
- 4 指定管理者は、第三者評価を行った場合、その結果を市に報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、第三者評価の結果、業務の遂行について改善すべき点等が指摘された場合、市と協議の上業務の改善策を検討するとともに、速やかに実行し、改善状況を市に報告しなければならない。
- 6 市は、前 2 項に定める第三者評価の結果及び改善状況を公表するものとする。
- 7 指定管理者は、第三者評価の結果及び改善状況を公表しなければならない。

第 6 章 指定管理者の収入等

(指定管理者の収入)

第 49 条 指定管理者の収入は、指定管理料、利用料金、指定管理事業収入、自主事業収入及び雑入とする。

- 2 指定管理者は、指定管理料、利用料金、指定管理事業収入、自主事業収入及び雑入について、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとする。

(指定管理料)

第 50 条 市は、本指定管理実施の対価として、各年度の市歳出予算の範囲内で指定管理者に対して指定管理料を支払う。

- 2 市が指定管理者に支払う指定管理料の額及び支払い方法等は、指定管理者が公募時に提出した提案書類等による提案額に基づき、年度協定に定めるものとする。
- 3 前項に基づく各年度の協議において、選定時に指定管理者が提案した金額を下回る金額を当該年度の指定管理料とする場合、指定管理者は、市に対し、文書をもって管理運営の内容の変更に関する協議を申し出ることができる。
- 4 市は、前項に定める協議の申出があった場合は、これに応じなければならない。
- 5 指定管理者による管理運営が、本協定や公募要項で定めた水準に満たなかった場合、市は、指

定管理料の減額を行うことができる。

(指定管理料の変更)

第 51 条 各年度中の物価水準の変動、その他やむをえない事由により、市又は指定管理者が、各年度の当初に合意した指定管理料が不相当と認めたときは、相手方に対し、文書をもって指定管理料の変更に関する協議を申し出ることができる。

- 2 市及び指定管理者は、前項に定める協議の申出があった場合は、これに応じなければならない。
- 3 指定管理料変更の要否及び指定管理料の額の変更は、市と指定管理者の協議により定めるものとする。

(物価及び賃金水準の変動への対応)

第 52 条 指定期間中の物価及び賃金水準の変動に応じて、指定管理料を変更し、各年度の指定管理料を支払うものとする。また、変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映するものとする。

- 2 物価及び賃金水準の変動は、原則として当年度及び次年度の指定管理料に反映するものとする。
- 3 市又は指定管理者は、社会情勢の著しい変動等により、物価及び賃金水準の変動を指定管理料に反映することが不相当と認めた場合には、相手方に対して協議を申し出ることができる。
- 4 市及び指定管理者は、前項に定める協議の申し出があった場合は、これに応じなければならない。
- 5 指定管理料への反映の有無については、市と指定管理者の協議により定めるものとする。
- 6 賃金水準の算出における年度途中の基礎単価及び人員配置の変動に伴う人件費の変更については指定管理者の負担とする。なお、次年度以降にわたるような恒常的かつ大幅な変更については、別途協議するものとする。

(ニーズ対応費)

第 53 条 指定管理者は、本協定第 50 条に基づき市が支払う指定管理料の内、指定管理者が公募時に提出した提案書類等による利用料金の収入見込額の 3 分の 1 に相当する金額については、利用者ニーズに対応するための費用として、執行しなければならない。

(利用料金)

第 54 条 指定管理者は、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者の収入として収受することができる。

- 2 指定管理者の収入となる利用料金は、指定期間中の利用に係る利用料金のみとする。
- 3 指定管理者が、指定期間外の利用に係る利用料金を収受した場合は、市又は市が指定するものに円滑に引継ぎを行うものとする。
- 4 利用料金の額は、条例第 9 条第 2 項の規定で定める額の範囲内において、市の承認を得て指定管理者が定めるものとし、必要に応じて市と指定管理者の協議を行うものとする。
- 5 指定管理者は、承認された利用料金を適用する最初の利用日までに 3 か月以上の周知期間を設けなければならない。ただし、指定当初に従前の料金を変更すること無く利用料金の承認申請を

行う場合は、料金の承認後速やかに周知を行うものとする。

- 6 指定管理者は、条例第 10 条及び規則第 7 条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除するものとする。

(公租公課)

第 55 条 本協定に基づく一切の業務に関して生じる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、すべて指定管理者の負担とする。

(管理口座)

第 56 条 指定管理者は、本指定管理の実施に係る収入及び支出を適正に管理することを目的として、本指定管理専用の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

- 2 指定管理者は、本協定第 54 条第 3 項に定める指定期間外の利用に係る利用料金収入については、前項で規定する口座と別の口座を設け、これを管理するものとする。

第 7 章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第 57 条 指定管理者は、故意又は過失により本指定管理を実施する建物・設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市は特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができるものとする。

- 2 市の責めに帰すべき事由により指定管理者に損害が生じた場合は、指定管理者は当該損害の賠償を市に請求することができる。

(第三者への賠償)

第 58 条 本指定管理の実施において、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者は自己の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害(次条の規定により加入した保険等により填補された部分を除く。)のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

- 2 前項ただし書きの場合で、市及び指定管理者の負担の割合が不明なときは、両者の協議により、負担の割合を定める。
- 3 市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に発生した損害について、指定管理者に代わって第三者に賠償した場合、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償することができる。

(保険)

第 59 条 指定管理者は、指定期間中、指定管理者を被保険者、横浜市を追加被保険者とする指定管理に対応した施設賠償責任保険に加入しなければならない。なお、対人補償の保険金額は 1 億円以上とする。

- 2 前項で規定する以外の保険の加入については任意とする。
- 3 指定管理者は、当該保険契約の締結後速やかに、前2項に定める保険契約書及び保険証書の写しを、市に提出するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第60条 不可抗力の発生により市又は指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生する恐れがある場合、指定管理者は早急に適切な対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した損害等の費用負担等)

第61条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合、指定管理者は文書で当該内容を市に報告しなければならない。

- 2 市は、指定管理者からの報告に基づき、当該損害等についての調査を行い、当該費用について合理性の認められる範囲で、その費用を負担するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して市に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用は市が負担するものとする。

(不可抗力による業務実施の一部免除)

第62条 不可抗力の発生によって本指定管理の一部の実施ができなくなったと認められる場合、指定管理者は不可抗力により受ける影響の限度において、本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 指定管理者が不可抗力により本指定管理の一部を実施できなかった場合、市は、指定管理者と協議のうえ、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分について、指定管理料から減額することができるものとする。
- 3 前項の規定に基づき、市は、指定管理者に支払った指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第63条 指定管理者は、指定期間の満了若しくは本指定管理の取消に際し、本施設の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、市又は市が指定するものに対する引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 市は、必要と認める場合には、本指定管理の終了前に、指定管理者に対し、市又は市が指定するものによる本指定管理の内容等についての調査を申し出ることができるものとする。
- 3 指定管理者は、市から前項の調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 第1項の規定による本指定管理の引継ぎ等に関する費用は、指定管理者の負担とする。
- 5 施設のウェブサイトのアドレスは新指定管理者に引き継ぐものとする。引継ぎが困難な場合は、

アドレスが変更になった旨を旧サイトに掲載し、一定期間（概ね1年間）新サイトに利用者を誘導するよう努めるものとする。

（原状回復義務）

第64条 指定管理者は、本協定の終了までに、指定期間の開始日を基準とし、本指定管理の実施を行う建物、設備を原状に回復し、市に明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理者は施設の原状回復は行わずに、別途市が定める状態で市に対して明け渡すことができるものとする。

（備品等及び文書等の扱い）

第65条 本指定管理終了に際し、備品等の扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 備品等（Ⅰ種）について、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き渡さなければならない。

(2) 備品等（Ⅱ種）について、指定管理者は、原則として自己の責任と費用において撤収するものとする。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して備品等（Ⅱ種）を引渡すことができるものとする。

2 消耗品、その他の物品類の扱いについては、前項に準じ、市と指定管理者の協議の上決定するものとする。

3 本指定管理終了に際し、本指定管理の実施に必要な文書等について、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き渡さなければならない。

4 指定管理者は、指定管理者が保有する個人情報を、市又は市が指定するものに対し引き継ぐ際には、漏えいのないように確実に引き継がなければならない。また、保有する必要のなくなった個人情報は、適切な手段で速やかに廃棄することとし、指定管理者が独自のシステム等を利用していた場合には、引継ぎや廃棄を確実に行うものとする。

第9章 指定取消及び業務の停止等

（市による指定の取消等）

第66条 市は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときとは、次の場合とする。

(1) 指定管理者が当該施設の条例又は本協定の規定に違反したとき

(2) 指定管理者が法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

(3) 指定管理者が法第244条の2第10項の規定に基づく市の指示に従わないとき

(4) 指定管理者が当該施設の公募要項に定める資格要件を失ったとき

- (5) 申込みの際に指定管理者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
 - (6) 指定管理者の経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
 - (7) 指定管理者の本指定管理に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
 - (8) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務が行われないうち
 - (9) 不可抗力により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
 - (10) 指定管理者から、次条に基づく指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求めらるる書面による申し出があったとき
 - (11) 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
 - (12) その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき市が認める時
- 3 第1項の規定により指定を取消し、又は本指定管理の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害又は増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。
- 4 市は、第1項の規定により、年度途中において、市が指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者が既に受領している当該年度の指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 5 第1項の規定により指定の取消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、指定管理者の責めに帰すべき事由により市に損害が生じたときは、指定管理者は市に対して賠償をしなければならない

(指定管理者からの指定取消等の申出)

- 第67条 指定管理者は、市が本協定の内容を履行せず、又はこれらに著しく違反した場合、市に対して指定取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を申し出ることができる。
- 2 市は前項の申出を受けた場合、指定管理者への協議を経てその措置を決定するものとする。
- 3 第1項の申し出に基づき、市が指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者が既に受領している指定管理料について、市と指定管理者の協議によりその返還する額を決定するものとする。
- 4 第1項の申し出に基づき、市が指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、市が指定管理者に損害を及ぼしたときは、市はその損害を賠償するものとする。
- 5 第1項の申し出に基づき、市が指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより市が被る損害及び増加費用について、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(不可抗力による指定の取消等)

- 第68条 市又は指定管理者は、不可抗力の発生に起因した事故等により、本指定管理の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止に関する協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。
- 3 前項の指定の取消によって指定管理者に発生した損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(指定取消時の取扱い)

第 69 条 第 63 条から第 65 条までの規定は、第 66 条から第 68 条までの規定により本指定管理が終了した場合に、これを準用する。ただし、市及び指定管理者が合意した場合は、この限りでない。

(指名停止)

第 70 条 指定管理者が本市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、横浜市指名停止等措置要綱第 2 条別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件の一に該当する場合は、当該各号に定めるところにより期間を定め、指定管理者について、指名停止を行う。

第 10 章 その他

(権利義務の譲渡の禁止)

第 71 条 指定管理者は、本協定及び年度協定に基づいて取得した権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、又は担保の目的に供してはならない。

(連絡調整)

第 72 条 指定管理者は、本指定管理を円滑に履行するため、市及び関連機関との情報交換や業務の調整を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第 73 条 本協定に関する市と指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合又は市が特別に認めた場合を除き、文書により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによる。

(災害等発生時の対応)

第 74 条 指定管理者は、横浜市震災対策条例（平成 25 年 2 月横浜市条例第 4 号）第 8 条に定める事業者としての基本的責務及び横浜市防災計画及び金沢区防災計画に基づく施設の管理者としての責務を果たさなければならない。

2 指定管理者は、災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で「災害時等における施設利用の協力に関する協定」（以下「災害時協定」という。）を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。

- 3 指定管理者は、市が作成する「指定管理者災害対応の手引き」(以下「災害対応手引き」という。)に基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。
- 4 指定管理者は、災害等の発生時には、「災害時協定」及び「災害対応手引き」に規定のない事項であっても、被災者の援助活動等に関して市が協力を求めた場合には、市に協力するよう努めるものとする。

(廃棄物の対応)

第 75 条 指定管理者は、施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進するものとする。

(市内中小企業への優先発注等)

第 76 条 指定管理者は、横浜市中心企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、本市のウェブサイトに掲載されている有資格者名簿等を参考に市内中小企業への優先発注に努めるものとする。

- 2 市は、本施策の取組状況を把握するために、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況について調査を行うことができる。
- 3 指定管理者は、前項の調査について市に提出を求められた場合は、遅滞なく報告するものとする。

(障害者雇用促進の取組)

第 77 条 指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の促進に努めるものとする。

- 2 市は、本施策の取組状況を把握するために、指定管理者に対して、指定期間中の障害者雇用の状況について調査を行うことができる。
- 3 指定管理者は、前項の調査について市に提出を求められた場合は、遅滞なく報告するものとする。

(財務状況の確認)

第 78 条 市は、各年度に 1 回、指定管理者に対して選定時と同様の財務状況の確認を行うものとする。

- 2 指定管理者は、前項の確認実施にあたり、市から財務諸表等の財務関係書類の提出を求められた場合、速やかに必要書類を市に提出しなければならない。
- 3 市は、財務状況の確認を実施した結果について、遅滞なく指定管理者に通知するものとする。
- 4 市は、指定管理者の財務状況を確認した結果、本施設の管理運営に支障が生じると判断した場合は、指定管理者に対して、必要な改善指導を行うことができる。
- 5 市は、前項の改善指導を行ったにも関わらず、指定管理者の財務状況の改善が見込まれないと判断した場合は、本協定第 66 条に基づく指定の取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若し

くは一部の停止を命ずることができる。

(市による施設の利用)

第 79 条 指定管理者は、市が選挙その他必要な業務での施設の利用を申し出た時は協力しなければならない。

(その他市政への協力)

第 80 条 指定管理者は、その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めるものとする。

(組織再編行為等が生じた場合の対応)

第 81 条 指定管理者は、組織再編行為、事業譲渡、買収、法人格取得その他の行為（以下「組織再編行為等」という。）により、法人格若しくは団体の基礎となる事項又は業務内容等の変更が見込まれる場合は、その旨を直ちに市に報告するとともに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 報告内容の概要及び今後のスケジュール
- (2) 変更後の事業計画に関する資料
- (3) 報告に関係する全ての法人等の定款又はこれに類するもの
- (4) 報告に関係する全ての法人等の法人登記に係る全部事項証明書又はこれに類するもの
- (5) その他市が必要と認めて指示する書類

2 指定管理者が、指定管理に関連する業務を、第三者（以下「新法人等」という。）に承継させることになる場合は、指定管理者は、新法人等に、前項各号の書類を市に提出させるとともに、市、指定管理者及び新法人等（新法人を設立しようとする者を含む。以下同じ。）との協議の場を調整し、設けなければならない。

3 市は、前 2 項に基づき提出された資料及びこれに基づく協議の状況並びにその他の諸状況を総合的に考慮し、必要な対応や手続を検討し、その結果を指定管理者に伝えるものとする。

4 指定管理者及び新法人等は、公の施設の管理者が負う責任の重大性を踏まえ、当該施設を利用する市民への影響等を十分に考慮し、第 2 項の協議に誠実に対応しなければならない。

5 第 1 項に規定する各行為及びそれに対する市の対応の結果生じた指定管理者又は新法人等の経済的負担及び損害については、第 2 項の承継の申し出に基づき市が新法人等を指定管理者に指定するか否かにかかわらず、それぞれが負担しなければならない。

6 指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、市が必要な対応をするために発生する次の費用は、指定管理者又は新法人等に負担させることができる。

- (1) 選定評価委員会等への諮問のために必要となる委員報酬等の費用
- (2) 弁護士等の専門家への相談のために必要となる謝金等の費用

7 前項の費用の内訳、支払い方法及び支払い時期等の詳細は、市が定めて指定管理者に通知する。

8 第 6 項は、指定管理者側の事情により市に発生する実費を請求できる旨を定めるものであり、本協定第 66 条第 5 項に基づく損害賠償請求は、これとは別に求めることができる。

(リスクの分担)

第 82 条 本指定管理に関するリスクの分担については、本協定又は公募要項に別途記載があるものを除き、別紙 3 に示すリスク分担表のとおりとする。

2 前項の市と指定管理者の責任分担のうち、施設等の損傷が第三者の責めに帰すべきものであり、当該第三者が特定できる場合、指定管理者は、当該第三者に対して当該損害の賠償を求めるものとする。第三者が特定できない場合及び第三者が損害の賠償等に応じない場合は、市と指定管理者間で協議の上、対応を決定する。

(協定の変更)

第 83 条 本指定管理に関し、本指定管理の前提となる条件若しくは内容が変更されたとき又は特別な事情が生じたときは、市と指定管理者の協議により本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第 84 条 市が、本協定に基づき書類の受領、通知若しくは調査を行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、市が指定管理者の責任において行うべき本指定管理の全部又は一部について、その責任を負うものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 85 条 本協定に特別の定めのない事項又は本協定の条項について疑義を生じた場合は、市と指定管理者の協議によりこれを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

市

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市
横浜市長 ○○ ○○ 印

指定管理者

横浜市○○区○○町○丁目○番
株式会社○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

別紙1 用語の定義

用語	用語の定義
公の施設	地方自治法第244条第1項に基づき、普通地方公共団体（都道府県及び市町村）が、住民の福祉を増進する目的で住民の利用に供するために設ける施設のことをいう。
目的外使用	市が有する行政財産について、地方自治法第238条の4第7項に基づき、その用途又は目的を妨げない範囲で、市が許可することによって、当該財産の目的以外に使用することをいう。

別紙2 個人情報取扱特記事項

（素案では省略）

別紙3 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
物価変動	物価の変動に伴う経費の増加 ※1	○			
	社会情勢の著しい変化による急激な物価上昇等、施設の収支計画に多大な影響を与えるもの			○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加 ※2	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税(地方消費税を含む。)率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの (上段：1件当たり、下段：年間合計)				60万円 200万円
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※3	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

【集会所・スポーツ会館】
上段(1件当たり)：30万円、
下段(年間合計)：30万円

↓
60万円
200万円

※1 物価変動への対応：消費者物価指数(生鮮食品を除く総合・横浜市)の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。
 ※2 賃金水準変動への対応：神奈川県最低賃金額又は民間給与実態調査(横浜市人事委員会事務局公表)の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。
 ※3 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行など